

戸籍とは

戸籍は、日本国民の親族関係を証明する公文書です。

(1) 本籍とは…

土地の地番や街区符号を利用してつけられる番号で、戸籍の見出しのようなものです。

(2) 本籍は誰がいつ決めるの？ 本籍設定のルールは？

その戸籍の筆頭者(及び配偶者)が、婚姻届、転籍届、離婚届(離婚に伴い自分の戸籍を作る場合)などの際に、本籍をどこにするかを決めます。

国内に実在する土地の地番や住所であれば、住所や所有地であるかに関係なく、どこでも本籍として設定することができます。

(3) よくある本籍のパターン (下記以外のケースもあります)

《住所と同じにしている》

「(町名)○番×号」という表記の住所を本籍にしている場合は、「×号」は付きません。本籍は「(町名)○番」までとなります。「○番地×」の表記の場合はそのままです。

なお、住所変更手続きをしても、本籍まで自動で変わることはありません。一度設定した本籍を変えるためには「転籍届」という手続きが必要です。

《親の本籍と同じにしている》

婚姻届や離婚届などにより自分の戸籍が作られるときに、親の戸籍の本籍と同じにする方も多く見られます。

(4) 筆頭者とは…

戸籍の最初に書かれている人のことです。「本籍」とともに戸籍の見出しのような役割をしています。戸籍の筆頭者は、亡くなられても別の人に代わることはありません。

(5) どんな人が筆頭者になるのか (下記以外のケースもあります)

《未婚の方》

親の戸籍に長男、長女などの続き柄で入っています。筆頭者は父か母のどちらかです。

《結婚した方》

夫か妻のどちらかが筆頭者です。

夫方の姓を名乗った婚姻なら夫、妻方の姓を名乗った婚姻なら妻が筆頭者です。

夫が妻の親と養子縁組をしたうえでの婚姻では、妻方の姓でも夫が筆頭者になっている場合があります。(妻が夫の親と養子縁組し…の場合も同様。)

《離婚した方》

・婚姻したときに筆頭者になった方…婚姻時の戸籍にそのまま残ります。本人が筆頭者。

・婚姻時に姓が変わった方が、親の戸籍に戻った場合 …「未婚の方」に同じ。

・婚姻時に姓が変わった方が、新しい戸籍を作った場合 … 本人が筆頭者。

(6) 戸籍に関する証明書(謄本や抄本など)はどこに請求すればいいの？

戸籍は本籍地の市区町村役場で管理され、謄本等の交付もその役場が行います。

遠方の場合、郵便で交付を請求することもできます。

本籍と筆頭者は、戸籍に関する証明書を請求するために必要な情報です。